

令和7年（2025年）6月紀北町議会定例会会議録

第2号

招集年月日 令和7年6月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和7年6月10日（火）

出席議員

1番 脇 昭 博

3番 岡 村 哲 雄

5番 原 隆 伸

7番 奥 村 仁

9番 太 田 哲 生

11番 近 澤 チヅル

13番 家 崎 仁 行

2番 宮 地 忍

4番 大 西 瑞 香

6番 東 篤 布

8番 樋 口 泰 生

10番 瀧 本 攻

12番 入 江 康 仁

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

早退議員

6番 東 篤 布

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾 上 壽 一	副 町 長	中 場 幹
会 計 管 理 者	宮 本 忠 宜	総 務 課 長 補 佐	佐々木 猛
財 政 課 長	上ノ坊 健 二	危機管理課長	家 倉 義 光
企 画 課 長	上 村 毅	税 務 課 長	直 江 憲 樹
住 民 課 長	世 古 基 樹	福祉保健課長	直 江 和 哉
老人ホーム 赤 羽 寮 長	東 雅 人	環境管理課長	垣 内 洋 人
農林水産課長	高 芝 健 司	商工観光課長	岩 見 建 志
建 設 課 長	井 土 誠	水 道 課 長	宮 原 優
海山総合支所長	玉 本 真 也	教 育 長	松 島 功 城
学校教育課長	直 江 仁	生涯学習課長	長 井 裕 悟

職務の為出席者

議会事務局長	上 野 隆 志	書 記	鶴 田 博 樹
書 記	源 口 晴 子	書 記	奥 川 賀 夫

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

11番 近 澤 チヅル	13番 家 崎 仁 行
-------------	-------------

議事の顛末 次のとおり記載する。

入江康仁議長

それでは、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

入江康仁議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますのでご了承ください。

入江康仁議長

それでは、ご報告申し上げます。

本定例会において、6人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

本定例会の一般質問については、本日が3人、11日の本会議で3人ということで、2日間で運営をさせていただきたいと思います。

なお、会議の終了時間であります午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承くださいたいと思います。

入江康仁議長

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第 1

入江康仁議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 近澤チヅル議員

13番 家崎仁行議員

のご両名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日の質問者は 3 人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条ただし書により、議員の質問は全て質問席から行うことを許可いたします。

最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について 1 項目ずつ質問することも可能であります。

町長等による反問については、会議規則第51条の 2 の規定により認めることとし、反問に対する答弁の時間は、議員の持ち時間に含めないことといたします。

また、一般質問は通告制でありますので、通告の内容に基づいて行っていただき、要望やお願い、お礼の言葉を述べないように十分注意をしていただきますようお願いいたします。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をしていただき、数値的なことや事務の執行状況など、

担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力をくださるようお願い申し上げます。

それでは、6番 東篤布議員の発言を許します。

6番 東篤布議員。

6番 東篤布議員

皆さん、おはようございます。

6月定例会、議長の許可をいただきまして、今回1番でさせていただきます。

今回は6つほどありまして、まず、交通弱者への施策等々あるんですが、一番最初の交通弱者への施策について、町長から、また担当課長から、資料の提供もしていただきましてありがとうございました。

そういうところで、他の市町村と比べて、町長、うちの交通弱者への対策、どうなのかなと思うわけです。特に買物弱者、高齢者、体の不自由な方々、うちも十分やっておるんですよ。ただ、他の市町村と比べた場合、どうなのかなという、その自覚を町長が、また担当課長が持っておるのかなという点をもって、この資料の提供をしていただいたわけですが、以上、以上の点をお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

今日から2日間一般質問ということで、よろしくお願いを申し上げます。

まず1番、東篤布議員からのご質問でございますが、交通施策についてということで、近隣市町との交通支援状況等についてでございますが、本町では、いこかバスで障害者の半額、透析通院費補助も実施しているところでございます。

他の町では、多気町が障害者にバス半額やタクシー助成を、大台町が高齢者にバス減額やタクシー券を配布しているところでございます。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

担当課長からもう少し各市町の状況、説明していただけますか。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

お答えをいたします。

近隣市町になりますが、各市町の運賃の割引、無料措置、助成制度についてご説明をさせていただきますと思います。

多気町さんでは、たきあいバス、障害者の方への半額補助、タクシー利用助成では障害者の方への利用券の配布、玉城町では、コミュニティバスの運賃無料であつたりとかタクシー助成券、大台町では、障害者の方、タクシー助成では70歳以上の方への利用券の配布、大紀町では、タクシー運賃の助成制度なども実施されてございます。

以上でございます。

6番 東篤布議員

議長、答弁不足。

これ、資料もらったのを全部説明しないとイケない。1つの町だけ言ったじゃないですか。

入江康仁議長

いやいや。大台町まで言いましたよ。多気町、玉城、大台町まで。大紀町から。

それ、させます。

上村企画課長、大紀町から。

上村企画課長。

上村毅企画課長

申し訳ありません。追加で資料のほうの説明をさせていただきます。

大紀町のほうは、先ほど申し上げましたコミュニティバスの町民に対する無料バス、タクシー運賃の助成制度、尾鷲市さんでは、透析の通院交通費の補助、熊野市さんでは、乗合タクシーの身体障害者への補助などをやっております。

紀北町は、いこかバスの半額利用と透析に対する交通費補助をやっております。

以上でございます。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

大紀町は通学のあれ出してないですか。高校生の。

分からないんだったらいいです。

入江康仁議長

上村企画課長。

上村毅企画課長

すみません。今のところ、手持ち資料はございません。申し訳ありません。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

もうちょっとその辺を勉強してこないといけない。

交通弱者と言っても、高校生でも、今回聞き取りにも来ていない。私のところへ。

高校生には無料のバス、それから、松阪なら松阪まで無料のあれ出しておるじゃないですか。

各市町によって呼び方は違いますけれども、要は福祉タクシーなんです。みんな。

大台なんかはタクシー会社もあるので夜間の福祉タクシーの場合にはタクシーチケット48枚、1枚300円のを48枚配っているわけです。

その辺をもうちょっと、よその市町と比べて町の状況を知っていけないといけないと思います。

1つ目の質問はこれで終わります。

2番目に入ります。

国道422号線開通について、町長の答弁を願います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

一般国道422号につきましては、道路の幅員が狭く車両の擦れ違いが困難な箇所が多く、円滑な通行に支障を来していることから、以前より道路改良の要望をしてまいりました。

議員ご質問の422号については、今までも大原工区、河合工区、下地工区、今現在はトンネル工事も行っております。

そういったことで、我々としては南北縦貫道の要望の中で、紀北町内の422号について要望を行っているところでございます。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

この422号は、どこからどこまで開通を目指していますか。今現在、どれほどできておりますか。

一番問題となっておるのはどこであったのか、これは宮川村と紀伊長島、昔の。これはもう決定してるんですよ。

職員にちょっと聞きたいんですけども、あのトンネル抜けたら奥伊勢フォレストピアまで何分で行きますか。

それから、新名神まで乗れるようになるんです。あの422が開通したら。どこの新名神のサービスエリアから乗れるようになりますか。

それ分かっていますか。

まず、町長、答えてください。

この422号というのはどこまで行きますか。どこからどこへ目指して、何10年前からできておる計画なんですか。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

一般国道422号線につきましては、紀伊長島42号線から滋賀のほうへ通じる道路でございます。

今、未開通区間としまして、紀伊長島と宮川に向けての区間と、津のほうにもう一か所ございます。その2区間の未整備区間、未開通区間がございます。

全体の進捗率としては、開通率としては伺っておりません。

あと、高速道路への乗入れの場所ですが、そちらのほうちょっと今現在把握しておりません。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

滋賀県の瀬田の唐橋まで行くんですけども、この道は。

その図面、見たことありますか。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

先ほども町長からもお話ありましたが、要望のときにその地区全体の要望の地図をつけておりますので、そちらのほうで確認したことがございます。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

課長、先ほど、津の区間と言ったでしょう。津なんて通りますか。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

この南北縦貫道の道路は、国道422号と主要地方道の青山美杉線、主要地方道の久居美杉線とを含めまして南北縦貫道としての要望をさせていただいております。

その区間といたしまして、津、松阪、伊賀、紀北町、大台町等が含まれております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

答弁漏れ。

これ、422号のトンネル決定したでしょう。これ、町長答弁してないですよ。

今の時間入れないでください。

入江康仁議長

とめてあります。

6番 東篤布議員

この工事発表されてるじゃないですか。

入江康仁議長

言うときは立って言ってください。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどは概要を述べさせていただきました。

今、下地トンネルのほうに着工中でございます。

入江康仁議長

東議員。

質問じゃないの。

6 番 東篤布議員

質問じゃない。

入江康仁議長

何。どういうことですか。

6 番 東篤布議員

先ほども言ったように、未開通区間は、長島から宮川村まで、課長言ったでしょう。

入江康仁議長

説明不足ですか。

6 番 東篤布議員

町長が言っているのは、下地のトンネルを言っているんじゃないですか。トンネル違います。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

今、議員のおっしゃられている区間というのが、（仮称）下地トンネルではなく、紀伊長島地区から宮川への区間のトンネルの関係かと思うんですが、そちらのほうは、一般国道422号ではなく、野又林道、林道関係の事業ではないかと思いますが。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

何を言ってるんですか、あなた。

いいですか、課長。野又林道のことは、もう早くに平成15年に僕は県と立ち合いしたときに、野又林道とこっちの422とどっちが安く済むんですかという質問したんです。これは、生活道、観光道だけでなく防災道路なんだから、こっちを先にしないといけないと言った。その翌年の16年に災害があって、こちら側から救助に行けなくて8名の方が亡くなって、いまだに1名の方が発見されてないじゃないですか。

この422号のトンネル、422号、今あるんですよ。ずっとある。それを今、長島のほうを拡幅しておる。それは何のためかと言ったら、このトンネルを抜くために、これ去年、おとと

しに決定して、大台側から抜くというふうに決定されておるんです。

その事実をご存じでしたかと、まず聞きたい。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員おっしゃっているのは、未開通の部分の池坂と庄司峠の話ではないのでしょうか。

その2か所が南北縦貫道で不通のところでございます。

以上です。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

先ほど課長も答えたじゃないですか。未開通区間、宮川村と長島とおっしゃったでしょう。

それはもう決定されたのはご存じですかと。

入江康仁議長

井土建設課長。

井土誠建設課長

すみません、自分、建設課のほうとしては、その422号の未開通区間の決定につきましては把握しておりません。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

2年前に決定したんです。

このことを知っているのは、大台の町長と知事と、それから長島のある人だけが知っている、僕も知っているけれども。

何を言いたいかというと、もっと県に行ってこういう情報もとってこないといけない。これができることによって何をしないといけないかということは、奥伊勢フォレストピアまでどれだけで行けるのか、新名神までどこから乗れるのか、そうやってきたら大阪からの入り口は荷坂じゃなくて赤羽になってくるわけです。そうやってきたときに、町の都市計画図を見た上でどこにどのような道路をつけるかという図面を描いていくことによって、この422の附帯工事として、工事がとれるんです。

都市計画の見直ししないといけない。もうちょっと県に足を運ばないといけない。

3つ目に入ります。

衛生許可について、町長に答えていただきます。

この中で僕が疑問に思うのは、競争法に抵触しないのかと。独禁法に抵触していないのか、この説明をお願いします。

それで、このときに僕は隣の町の単価表も出すように、自分のところの単価表も提示を求めておったけれども、皆さんのところにもいってないですね。僕のところにも来てない。担当課からも聞き取りに来てないって、どういうこと、これ。

単価表ないの。よその市町村のと比べないといけない。自分のところの。これを出すように通告しておるのに出てないというのは、これ議長、どういうことなんですか。

入江康仁議長

それ答えさせますので。

6番 東篤布議員

話になりませんよ。出ていなかったら。

入江康仁議長

尾上町長。

6番 東篤布議員

これは町長じゃないです。

尾上壽一町長

まず最初に答弁させていただきます。

し尿の収集のことだと思うんですが、紀北町一般廃棄物処理計画に基づいて、現在は海山地区1者、紀伊長島地区1者に定めて運用しているところでございます。

区域指定を行うことに関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第7条第11項に、第1項または第6項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、または、生活環境の保全上必要な条件を付すことができると一般廃棄物の収集運搬処分に関して区域指定ができる旨が定められているところでございます。

一般廃棄物の分野に関しましては、公共性の高い事業であるため、町の固有事務であり、許可業者に代行していただくとしても適正な処理、安定的・継続的に確保されなければいけません。

そういったことにおきまして、区域指定をして1者ということでございますが、独占禁止

法上は違法になるのかどうかを公正取引委員会中部支社に電話で問合せを行いましたところ、廃掃法に基づく区域指定を行い、廃棄物処理を行うことは問題ないとの回答をいただきましたので、現在の許可に問題はないと思っております。

また、処理単価表の提示について提出を求められましたが、ないのが現状でございます。

6 番 東篤布議員

担当課長からも。単価表ないわけないです。前にもらっているから。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

以前も申し上げましたとおり、単価表につきましては町が直接行っている事業ではないため、町では作成しておりません。

6 番 東篤布議員

前にもらったじゃないですか。答弁漏れです。

入江康仁議長

答弁漏れですね。

東議員。

6 番 東篤布議員

いいですか。合併槽の容量に応じて単価が違うという単価表をもらっているんです、以前に。それを言っているんです。

入江康仁議長

そういうものを提出した経緯がありますか。

6 番 東篤布議員

前の課長です。この人じゃないです。

入江康仁議長

出した経緯がありますか。その今言われておる。

垣内洋人環境管理課長

前、業者からもらったときはそのまま出しました。

入江康仁議長

今回は通告で出してくれと言っているの。

垣内洋人環境管理課長

はい、単価表です。

尾上壽一町長

現時点でないです。

入江康仁議長

現時点でないのは間違いないですか。

垣内洋人環境管理課長

はい。

尾上壽一町長

だから、出せません。

入江康仁議長

前回は、業者からもらったのを渡したらしいんですけども、町としての料金表はないそうでございます。

東議員。

6 番 東篤布議員

泣きなくなってきました。一番、これ町民が困っている問題。

以前、僕に出したのは、僕は町が把握しているんだと思って認識していましたが、今お尋ねしたところ、業者から単価表をもらって東議員に渡しただけで、我々は単価を知りませんとおっしゃった答弁。情けないんじゃないですか。

今、町長がおっしゃった、いわゆるエリアを指定して、当然エリアを指定していますよ、紀北町管内の。元紀伊長島区と海山区とこのいうエリアじゃない、弁護士の先生がおっしゃっておるのは。紀北町エリアというエリアを決めるのはいい。

例えば、業者同士で決めて、おたくはそっちだけ、うちはこっちだけということは、これは独禁法に違反する。

町長が業者に、あなたのところはここまでです、こっちはこっち、これは競争法違反になる。

これを顧問弁護士に聞いて答弁をくださいと僕は申し上げたつもりですが、意味お分かりでないですか。

尾上壽一町長

競争法と独禁法は……

6 番 東篤布議員

違います。競争法と独禁法は別です。

尾上壽一町長

そんな法律あるんですね。ちょっと教えてください。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

議員ご指摘の競争法という法律はございません。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

衛生法の中にはあるんじゃないですよ。

例えば、ここにオークワができた、イオンができた、あなたたちオークワしか行くことはできません、こんなことしたら利用者は自由にできないじゃないですか。競争するので、競争を阻害したらいけないです。今の米騒動とよく似た話ですけども。

それだけの知識がないから、これは余談にはなるんでしょうけども、一般廃棄物の処理について、僕が一番疑問に思っているのは、一般廃棄物の処理は費用を払って業者に委託するものです。であるのに、うちは業者に入札かけて売っている一般廃棄物がある。

その点ご存じですか。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

一般廃棄物の中でも資源化できる資源ごみについては、入札で有料で売却しております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

一般廃棄物の中でも資源化できるもの、いわゆるお金に換わるものは売ってよいという法律がございます。

町民の皆さんに申し上げたいです。例えば、海山に不燃物処分場あります。これ何十万円、金額はあれじゃないけれども、今山ほど持っています。昨日、県に確認したら、この前課長に問合せたら、何であの排水を、雨水を全部船津川へ流しているんですかと言ったら、許可

をもらってと言うので、僕は県へ行って聞いてきたけれども、県はそんな許可してないと言っておった。一般廃棄物を埋めるところがないから山ほど積んで、その真ん中へ側溝を掘って、分からないように土で埋めてこんなパイプで船津川へ流しておるじゃないですか。県の許可をもらったと言うから、県へ行ってきましたよ。そんな許可しているのかと。してませんと、こうおっしゃっていました。

誰の権限であんなことをしているのですか。下に渡利ガキの養殖もやっているんです。あそここの許可は、埋立てをすることを地域の皆さんから許可もらっているはずです。

誰に聞いてそんなことを言ったんですか。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

議員ご指摘の海山不燃物処理場につきましては、昭和55年6月4日に三重県に届出しておりますが、排水管理の必要のない安定型処分場という形で、その放水先も船津川へ直接放流としております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

許可を取ったときには穴を掘って埋め立てるということなんです。そこがいっぱいになったら山盛りにしておいて、その排水をという話は、そんなことは県は聞いてないと言っていた。

そしてもう一ついいですか。

一般廃棄物でも有償、お金になるものは売っていいんだと課長はお答えになった。

うちの町で一般廃棄物で入札かけて売っておるものは何がありますか。

分からなかったらいいです。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

すみません、今ちょっと全て把握はできておりませんが、主なものとしましてペットボトル、あと金属類等がございます。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

泣きたくなってくる。

紀北町には2つの火葬場がある。大紀町と一緒にやっているやすらぎ苑、海山の浄聖苑、ここで僕の父の母の、また友人たちの火葬がされる。残った骨は一般廃棄物。

あそこにステッカーが貼ってある。何とか寺行きますと。その費用を持っていますか。持っていないでしょう。有価物として競売にかけているじゃないですか。売却しているじゃないですか。一般廃棄物を。それも、我々の家族の骨をです。有価物、いわゆるお金になるものだという判断の上で売っているじゃないですか、入札かけて。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

議員ご指摘の焼骨につきましては、廃掃法には規定されず埋葬法による残骨という形で、廃棄物ではございません。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

売っていることは認めているんですか。売却していることは。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

売却はしておりません。入札で処理委託料として町が支出しております。

入江康仁議長

違うんだったら質疑で根拠を言ってください。

東議員。

6 番 東篤布議員

入札かけて3,500円で売っている。浄聖苑は入札かけてある業者が1者で落としている。業者の名前も言っても構わないです。町は金払ってないです。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

お金は町が払っております。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

売っているんだからね。金もらってますよね。そういうことですね。

垣内洋人環境管理課長

違います。反対です。

入江康仁議長

払っているんです。処理してもらうのに。

6 番 東篤布議員

処理費用、そうしたら浄聖苑は1円で処理してもらっているんですね。

垣内洋人環境管理課長

はい。

6 番 東篤布議員

廃掃法の中には、逆有償というのがあるんです。いいですか。そのことをご存じですか。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

逆有償という言葉は知っていますけれども、先ほどから申し上げていますとおり、残骨については廃棄物ではございません。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

廃棄物でない。有価物だから幾らで売ってもいいんだと。

1円でお金を払って石川県の能登島までトラックで走れますか。そんなのを逆有償と言うんです。

我々の大事な家族の骨をへ理屈をつけて1円払って石川県へ持って行ってください3,500円払って持って行ってください、ダンプ1車、持っていけるわけがないじゃないですか。

それをどういうふう処理されているか、ここでは言わないです。家族がかわいそうだか

ら。

それで、その浄聖苑、やすらぎ苑からも、少しでも状況を知っているから、少しでも家族に持っていただきたいから缶をくださいと町に要望してるけれども、その缶も町は持ってきてくれないと言っている。

そこまでにしておきます。

次に、4 番目です。議長、内容証明について。

僕は、なぜここの家にたった 3 軒の家に、あと 200m で町水道引っ張れないんだと、高齢者の方が住んでいるんですと言ったときに、口頭で申し述べたときに断られたんです。費用対効果と。もうからないからということですね。費用対効果ということは。

だから、それを改めて僕はそこの住民にお断りに行くために文書で欲しかったから内容証明出したんです。文書でお答えくださいと。そのようなものは出せませんと答えが返ってきた。電話ですよ。

それでいいんですか、行政は。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員からの内容証明を出されたということでございます。

これは認識していますし、私自身も見ております。

これまでも町民からの公開質問状等、こういった答えに関しては回答してきていないところでございますが、今回、議員からの質問状の内容については、これまで何度か同様のご意見、ご質問をいただいて、その際には口頭や議会において必要な範囲で答えさせていただいております。

また、住民の皆様には、町のほうから直接出向いて直接お話をしてお理解をいただいているものと思っております。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

ご理解をいただいておりますつもりなんだろうけれども、理解していないから僕のところに言ってくるわけです。何て冷たい町なんだと。そこまで来ているのになぜ引っ張ってくれない。

やっぱり利益が出ないから、費用対効果というのはそういうことでしょう。それを職員が

行って説明して、自分のところでポンプ直してくださいと。

16年以降で災害後で田んぼの水位が下がったことがあった。そのときには、町でポンプの予算も出したじゃないですか。この修繕に対して少しでも予算を町が出してあげたなら、僕はこんなこと言わないです。その思いやりのなさに愕然としておるわけです。

その方々になぜ出せなかったか、もっと具体的に文書でもってお答えしたかった。だから出しただけなんです。

今のお答えでもういいですよ。

次に移ります、議長。

5番目、産業廃棄物処理法についてお尋ねします。

最終的な責任はどこにあるのかという問題です。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項で定義されているものでございまして、産業廃棄物の処理の最終責任は、排出者となります。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

排出者というのは誰のことですか。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

産業廃棄物というのは、基本的に事業系で出されたごみですので、それを出した事業所となります。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

その中で処理法の中にはいろいろあるんですが、当町は面積とか高さとかいろいろもっていますけれども、廃棄物にもいろいろあるわけですから、このマニフェストの中身が間違っておるかどうか、間違っておるということはこれは廃掃法違反になるわけです。

ただ、崩れたから熱海のように問題になったと、そういうことではないです。令和3年に熱海であったじゃないですか。それで5年に改正されて、国が法律を出してきています。盛土改正法というのが。それは昭和58年からあった法律では緩過ぎるということでそうなったんですけれども、この土の検査をして初めて産業廃棄物であったということが分かったわけです。

当町はそれされてないんです。住民の一番の不安であるところは、これは汚染されていないのかということ。

その土をもって、町は検査をしたことはありますか。大体、費用に30万円から200万円かかる。水銀が含まれているか、六価クロムが、ヒ素が。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

議員おっしゃっているのは、町の生活環境の保全に関する条例のことだと思いますが、基本的に盛土をされる場合というのは、される前に、行為をされる方が検査をして、その検査結果をもって盛土をしてもらうものだと思っております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

当然、業者は出しているんです。県にも。

ただ、それが条例違反となった場合には、しかし、地元のある方に聞いたら、町はこの土には問題ないんですと説明されたらしいですが、その問題にするということは業者が出して来た資料で説明しているんでしょう。そうじゃないんですよ。町独自でやらないといけない。業者の出してくる書類なんか、うそ八百とは言わないけれども、そういうのが多いわけです。だから、県も町もやらないといけない。それをやって、それが業者が出してきた資料と間違っておる場合には、廃掃法違反。出先責任になるわけです。

それに、強制代執行というのものもあるんですよ。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

現在、上里地区とか河内地区で積まれている盛土に関しましては、行為者の方が同意して

いただいた箇所については町でも検査を行っておりまして、そちらの結果は地元にもお伝えしております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

町でも検査をしたんですね。

何回。1回ですか。何か所からとって。

それは、地権者の許可をもってしたわけですか。その土の持ち主には許可を取らずに。

それともう一つ、名倉港にも堆積されておった。5年ほど。その土の検査はしましたか。

これは県の管轄になるんだけれども、名倉の住民からしたら不安であったと思いますよ。

町は一度でもやったことありますか。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

土については盛土をされている行為者の承諾を得て、1か所の盛土につき2か所をサンプルとしてとって検査を行っております。

それから、名倉については、うちのほうでは検査したことはございません。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

名倉で困っていたのは、やっぱり養殖しているし、その業者らが不安がっていたのは例えばそれは強アルカリでないのか強酸性でないのか、それによって魚が死んでしまう、堆積されていた土については有害物が含まれていないのかという心配をされているわけです。

もちろん、港湾は県管轄なので県が許可を出しているんですけども、その業者方の住民の不安を和らげるにはやっぱり町はそういう検査をしないとイケない。5年も6年も置きっ放しだったでしょう。

そういうことです。

それと、先ほど、持ち主の許可を得てと課長おっしゃったけれども、その土の持ち主に許可を得てやったんですか。地権者に許可をもらってだけじゃないの。

その土を持っている権利、私が持っているんだけれども、私許可をした覚えはないです。

入江康仁議長

垣内環境管理課長。

垣内洋人環境管理課長

上流部につきましては、検査は町では行っておりません。上里の上流部については、町では検査は行っておりません。

下流部は、盛土の行為をされた事業者の承諾を得て検査を行っております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

告発されている本人がこう言うんだから間違いはないけれども、運んできた業者はいますよね。その人に許可もらったと言うんでしょう。

けれども、運ばせたのは私なんですから私のものじゃないですか。だから東篤布を告訴しているんでしょう。何で僕の許可もらわないのですか。そんなの普通泥棒と言うんですよ。分かりますか。許可をもらう人、間違っている。

あとは裁判で話すればいいことだから、次に移ります。

6番、昨日、たくさん雨降ってきたので、ちょっと422号、大野内のところへ行って、県にも前から言っているのに一向にやってくれないのでどうなっているんですかと県へ行ってきて、現地へも行ってきたんです。雨降っているときに。なぜかという、16年の災害のときに、あの奥で土砂崩れがあった。大きな砂防堰堤造ってくれた。そのために大型ダンプが通った、ミキサー車が通った、地域の住民の皆さんには工事が終わったらきちんと仕上げて返しますよと言ったのに、それがされてないじゃないか。どういうことなんだと。

あそこは、町水道が行ってないので谷水を引っ張っているわけです。そのパイプをはわせたある路肩の石積みが膨らんで今にも崩れそうなんです。民家のあるところまで舗装工事、やり直したんじゃない。補修しただけです。

県に文句言いに行って、帰りに、それは余談になってしまったけれども、赤羽寮へ寄ってきたんです。雨漏りがひどいから、いつも。雨降りに行ったことがないので、行ってきた。もう洗面器いっぱい置いて大変な状態でした。

この雨漏りしているとき、町長、見に行ったことありますか。当直の人達は、寝れないと言っていました。雨漏りしてきて。洗面器5つほど並べていました。写真も撮ってきたけれども。

行ったことありますか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

雨の日に行ったことはございません。雨漏りをしているような状況のときに行ったことはございません。

入江康仁議長

東議員。

6 番 東篤布議員

16年町長していて雨漏りも見なかった。情けない話です。

僕は変な勘ぐりするんです。どういうことかという、町長は養護を空にしておいてから特養だけにして業者に売ろうと思っているんじゃないかなと。建てて、指定管理のような感じにして。

なぜならば、僕は業者何者かと話したんです。篤布さん、特養なら欲しいけれども、養護は要らない、もうからないからと、こう言っておる。

だから、わざと雨漏りにしておいたら、もう行かないですよ。入ってられないです。

2人部屋なんかも2人入ってない。1人。そんな状態。だんだん人が減ってきておる状態。

当町には、僕は老人ホームがなぜ必要かという、やはり年金5万円、6万円、ここから介護保険引かれて、今普通の一般の老人施設へ入ろうと思ったら15万円ぐらい要るんです。だから、そういう町のそういう方々を入れるために、僕は紀伊長島地区にも海山地区にも町営の老人ホームが必要だと思っております。

みんな裕福じゃないんですよ。米の値段が上がっても平気で買える人もいます。けれども、5kg欲しいけれども今日は1kgで辛抱しようかと。小泉大臣、あんなものは簡単さ。仲買人にああやこうや言ったって値段なんか下がらないです。今、この危険な大変な時期だけ売却値段を決めてしまえばいいんです。1kg幾ら以上で売ってはいけないという。農政大臣は何をしているのかなと思う。そんなものは、米が不足してきたら備蓄米、古古米出したって、そんなものは業者が値段上げて売るに決まってるじゃないですか。東京都のほうが安く買える。田舎のほうが高い。それはそうでしょう。物流の流れが違う。

それと同じことです。町長。

だから、今はっきりしたらどうですか、町長。老人ホーム、町営でやっていく気があるの

かないのか、それだけでもお答え願えませんかね。その後で瀧本議員の質問も生きてくるような気がします。町営で残すんだという意思表示があるのかないのか、それだけでもどうでしょう。16年やっておられるんですよ、町長。奥山町長のときには、民営化ありきの答えを出したんです。職員アンケートで。あれはいかがなものかと僕は思いましたが、今、現政権の尾上町長はどうお考えでしょうか。

お金がなくて入れない人もいる、そのために残すのか残さないのか、その意思表示をしてください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど、変な勘ぐりと言いましたが、まさに変な勘ぐりだと私は思います。

まず、今発言の中で特養は売って商売になるというお話しましたね。養護は要らないというお話しました。まさにそのとおりなんです。

養護が民間では受け切れないという部分がございますので、私は昨年から養護については町でしっかりと建設してしっかりと運営して行って、ずっと紀北町で暮らしていた方たちが1人で暮らせないような状態になったときに入っていただくということで、赤羽養護老人ホームの建て替えをしっかりともう1年前から話をさせていただいております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

ということは、今の答弁であると養護だけ町営でして、特養を放そうということで認識してよろしいですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういう話ではなく、まず養護をしっかりと建設しなければいけないという考えがございます。

そういう中で、令和10年度になりますと介護認定者とベッド数が逆転するような人口減少が起きてまいります。ですから、養護を建設してもすぐ来年できるというわけではないので、建設している間にそういった世間の状況を見ながら、民間でできるものは民間でということ

も考えられますけれども、今の段階でそういうことを考えているわけではございません。

ただ、それと特養の料金等については介護保険法で決まっておりますので、例えば赤羽寮とみやま園の特養は介護保険料は同じ金額で入所できるとなっております。

入江康仁議長

東議員。

6番 東篤布議員

ざっくばらんに言うと、特養はもうかるんです。業者がやってもそれだけの予算を国が出しているということ。

その最も無礼な部分は、特養に入れてよいのか養護でしかいけないのかと、ここなんです。今、赤羽寮のいいのは養護に入っていて、そこの介護士さんの判断で特養のほうにも移してくれるんです。だから、セットになっていることが大事なんです、僕はこう思います。

場所についてはともかくとして、僕はこういった低所得者の方々、言い方失礼ですがけれども、僕も今低所得者の一人ですけれども、前の借金がかなりありまして、このままいったら老人ホーム入れないのかなと思っていますけれども、紀伊長島地区と海山地区に両方に建ていただければ安心して年をとれるのではないかなと僕自身が、また、今現在、お年を召しておられる方々が、その思いやりを持っていただきたいなと思っておりました。

以上で、4分残しまして、議長、今回の6月の定例議会、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

入江康仁議長

これで、東篤布議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで10時35分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時 23分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

入江康仁議長

次に、10番 瀧本攻議員の発言を許可いたします。

10番 瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

議長の許可を得まして、6月議会の2番バッターの質問をさせていただきます。

ちょっと声がかすれているので聞きにくい点があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

4点についてお伺いいたします。

町長は、この10月に選挙に臨むのかどうかと、5期目の戦いにあえて挑戦するというように厳しい言葉を書かせていただきました。

ノーであれば答弁は要りません。イエスであれば、どういう目標をもってやられるのかということのお答えをいただきたいと思います。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、瀧本議員のほうから次期選挙についてのお尋ねをいただきました。

このことにつきましては、関係者等もいろいろお話を進めてまいりました。

そういった中で、今、私といたしましては出馬に向けて準備を進めているという状況でございます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

準備を進めているということは、まだ確定はしていないということでございますか。

確定がしているのであれば、どういう理念でもって、政治は信なくば立たずという言葉がございます。その辺をちょっとご答弁をお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど準備を進めているということの根底には、出馬という意思を自分自身は持っております。その上で、いろいろな方と調整をしながら、正式な出馬についてはまた後日なりになるかと思いますが、そういう考え方で今準備を進めているというようなことでございます。

そして、4期目のときもお話しさせていただいたと思うんですが、総合計画、これに基づいてまちづくりを進めなければいけません。

そういう中で「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」、この根本的な考えに基づいて、そのとき、そのときに合った、時節に合った事業、施策、タイミングや財政バランスなどを考えながら、議員の皆さんや町民の皆さんの意見を聞きながら前に進めていきたいなと思っております。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

私も平成22年に裁判問題があったので立候補させていただきました。

町長に、多分平成23年かな、今町長がおっしゃった「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」ということをスローガンに、抽象的ですけども、そのときに私はこういう町は日本にありますかと言ったら、ないとおっしゃった。

だから、町長の行政は、確かにすごいです。こういう町ができれば、できていない土地は憧れる町もあるし憎しみを持つ町もあると思う。

あるちょっとテレビのドラマで、こういう町ができれば罰的な存在も出てくると思う。こういう町が。こんな町はあり得ない。できないと思う。

だから、具体的に計画についても各セクションから上がってきたものを集計してやっているだけであって、町長は当選されて15回の予算を組んでいるわけです。それが、何も実現していないとは言えないけれども、ジリ貧の状態ですね。だから、経済についての考えは何も考えていない。

それは、今世界中で地球上の人間がもめまくっている、戦争している、大変なことです。それも経済の問題。だから、極東アジアにおいてももめているのは経済の問題です。中国からレアアースが入らないと。

だから、経済の問題について町長は何も挑戦しようとしなくて、その辺のところの私が質問するのとギャップがあるんですね、すごい。

その辺はどういうふうに考えておられますか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

以前から議員には何度もご指摘いただきました。経済のことで企業誘致とかそういったものをということでございます。

私としてもそういうものがあればいいなということでいろいろ考えておりますが、ここを企業地、また働く人、労働力、そういった問題で結構課題が多いです。私も会議で北西のほうに何度も行きますが、この間も少し、津を越えたところまで行きましたが、やっぱりそういう企業地になるようなところもたくさんございます。

なかなか紀北町では、9割が急峻な森林であって1割の中の2分の1が津波浸水域になっております。そこでそういった企業地としての広さもないので、方向性として捉えましたのが体験観光、こういったものによって人が訪れていただくように、そしてスポーツ合宿、スポーツの大会、そういった誘致ということで、入込み客に対しましては、本当にこの東紀州でも相当すごい入込み客になっております。

2つの道の駅と始神テラスだけでも110万人ぐらいの入込みになっておりますし、県の数値に当てはめるとということなので、ちょっとここはいろいろあると思うんですが、120億円余りの経済効果があるよと、試算なので、そういった意味ですとこういった観光交流も大きな要因ではないかなと思います。

うちのほうはキャンプ in 海山、MAC、それから季の座等、古里温泉の民宿村、こういったものがございまして、その宿泊者数も相当大的な人数になっておりますので、こういったソフト的な部分で人を誘客する、これも一つの大きな観光資源で地域の活性化につながるものだと思っております。

そういった意味では、2つのキャンプ場だけでも東紀州の皆さんからは、そんなに入っているのか、すごいと言われるようなこともありますので、こういったものをどんどん磨き上げながら多くの人に訪れていただきたい、そのように思っております。そういった感覚の企業的地域を育てていくという観点ではそのようなことで思っております。

それと、みんなが元気の話に戻りますが、みんなが元気の元気、元気の源は健康であり、「健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる」、ここをずっと実践してきたのでございます。

私になった21年、22年ぐらいから施策をそこに集中的にやってきたところでございますが、

そういったものが人口減少はもちろんです。特に重篤な方が後期高齢者に移動したようなこともございますが、国保の運営費というか医療費が22億円だったのが、今12億円まで減少しました。これ1年の話なので、1年で10億円ぐらい減った。ということは、それだけ元気な人、病院にかからない人も増えてきたということになりますので、こういったものもいろいろな意味で紀北町の元気につながっているのではないかなと思っているところでございます。

いろいろなところで努力してまいりまして、特に健康は、なった頃、特定健診なんかも22.4%だったと思います。それが、今46%ぐらいかな、ここちょっと数字がしっかり分かっていないんですが、それぐらい上がって健康に対する意識も持っていただきました。そうすると、重篤化する前に病気の早期発見・早期治療になります。それと、生活習慣病予防、それからフレイル予防、こういったものについても積極的投資ということで、健康センターなんかもさせていただきまして、そういう効果も出てきているのではないかなと思っております。

議員おっしゃるとおりでございまして、企業とかそういったものの誘致とかそういったところは大変私の力不足で何もできていない部分が多いです。

ただ、それとは違う角度からまちづくりも進めているのも事実でございますので、ご理解願います。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

そうすると、町長は観光を重視し、健康診断を重視したまちづくりというふうに端的に言えますね。

だけれども、笑顔があふれるまちになってないんです。現実には。

というのは、今、おじいさん、おばあさん、子どもさん、高学歴を求めて都会へ行きます。ここは働く場所がないからよそへ行きます。そうすると、おじいさん、おばあさん、親がここへ残されて、全部とは言いませんよ、私の見ておる限りにおいてはそういう家系が多いです。その方たちは、職がないからそのエリアの中へ勤めます。極端に言えばアメリカへ行く人もおります。ヨーロッパへ行く人もおります。東南アジアへ行く人もおります。

そういう点について、1985年のプラザ合意でグローバルになった時点で地球がそういうふうになってしまったんです。鎖国が、トランプは鎖国しているような状態ですけども、何

を考えているか分からないけど。その辺をやっぱり町長は何も挑戦していない。

今、おっしゃった観光だとか健康診断というのははっきり言って失礼だけれども、やろうと思ったらすぐできる、誰でも。入込み客がこれだけ来たと言ったって、この町にはそんなにお金落とさないです。

やっぱり観光客が来るということは、その来た客が幾ら落とすかと、お金を。それで経済効果が上がる。それで、そこで働いている人がいわゆる社会保険、厚生年金に入っちゃんと生活できる、そういう点は町長には欠けていると思うんですけども、その点についてはどうですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるところは十分理解しております。

そういう中で、先ほど申し上げましたけれども観光入込み客が120万人ぐらいありまして、県の試算を当てはめれば120億円ぐらいの経済波及があるということでございますので、基本的には企業が来ても所得というのは割合低いです。給料が低いです。

ですから、そういった意味では、私、子育て世帯に十分力を入れてまいりました。これは、低い所得の中でも子育てができるようにということで、今行っているのが18歳までの高校生の入通院無料、給食費が中学校までの無料、それから、今回お認めいただければですが、議員たちからご指摘いただいた18歳までの窓口無料、こういったものも行ってまいります。

そういうことをやることによって、少し低いです。よその地域から比べれば。そういった方たちも暮らしやすい、帰ってきやすい、紀北町へ帰ってきたら自宅あるよね、こういうふうな施策があるんで暮らしやすいよねと、そういう形で生活そのものを守ることが所得の低い地域においては大事なことだと思っております。

そういう意味では、ここの部分はどうしてもない部分もあるのも事実でございます。

ただ、議員おっしゃるようにこれから努力をして、みんなが笑顔になれるように努めてまいりたいと、そのように思います。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

やはり、町長とは考え方の根本が半分は合うんだけど、半分合わないんです。120億

円と言ったって10社あれば10億円、私も会社経営していたけれども、最高で20億円いったことある。だけれども、ペしゃんこになってしまった。

だから、持続可能な企業を誘致することによって町が活性するわけです。

先ほどおっしゃった子育て支援だとか病院代とか18歳とか、育てた人間を全部都会へ持っていかれるんです。そうでしょう。都会へ持っていかれて、こっちが育てた人をみんな都会へ持っていかれて、都会で結局就職して、そこで、今年なんかは初任給35万円のところもありましたね。30万円台に乗ってきました。だから、就職氷河期の逆ですね、今は。だから、ますます恐らく出ていくと思う。

ただ、1点言えることは、国は東京から1,000万人を外へ出すと言ってるけれども、だから、空き家バンクといういわゆる空き家対策にしても結局、今、東京へ行っている人達、東京だとか名古屋とか大阪、大都市へ行っている人達にそこを自分の別荘みたいに使ってみたらどうだという案も言う評論家もおります。

だから、もう一遍、町長、産業、建設して、ふるさと納税にしたってそうじゃないですか。1億円ちょっとしかない。隣は5億5,000万円ぐらいある。

だから、その辺は、町長、もうちょっと行って、私は前から言ってるでしょう。東京へ行ったら一番知っているのは官僚の係長が一番知っているんです。その人とうちの課長を行かせて、3日なら3日、4日なら4日、直談判やってうちはこのことをやりたいんだと。だから、山も海も、私言ったでしょう。一遍見てくださいと。そしたら、町長見ないと言ったでしょう。言ったんですよ。私はそんなヘリコプターでそんなこと見ませんと。海は別に船に乗って見たらいいんですから、どういう経済に役立つ地形があるかと、そして死んだ山があるかと、死んだ海があるかということをやっぱり精査してほしいんです。

その辺についてはどうですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろご指摘をいただきました。

まず、30万円のお話が出てまいりました。都市部と所得競争、給与競争をしても絶対勝てないと私は思っておりますので、そういった意味では暮らしやすい町をつくっていくのが帰ってきていただくことかなと。

それと、先ほど企業誘致のことで一言お話させていただきました。労働力の問題です。今

の現時点でも外国人労働者を雇っているような状況でございまして、労働力は、今トヨタ系列だけでもこの紀北町だけでも500人から600人の企業という大きな企業もございます。

そういった中で、これ以前も申し上げたと思うんですが、例えば100人、200人雇用の会社が来て、地元からそちらへ流れたら、今あるトヨタ系列の会社が運営できないような状態になるのではないかという考えも持っているのも事実でございます。

それから、ふるさと納税のお話しました。これはもう努力していくしかない。

ただ、商品として鳥羽のほうとかいろいろな志摩、あちらのほうに行くとまた商品にもいろいろな違いがございまして、なかなかうまくいかない部分が、もちろん尾鷲市と紀北町でも商品的な部分もございますが、これは一生懸命努力して、今、起業人制度を利用して人も雇わせていただいているところでございます。

あと、今第一産業はもちろんそうなんですけれども、DX使いながら三重県も航空レーダーで森林をしっかりやっております。そういった意味では、そういった今からのAI、DXを使いながらやっていかなければいけないなと思っているところでございます。

それと、国等への接点でございますが、もちろん職員を行かせて直談判するのも大事なことで思っております。

その中で、私、今森林協会の副会長とか社会基盤の副会長、それから水源林の会長をやっています。そして、この6月から三重県町村会の副会長になりました。

ということで、もう近々も知事とか副知事とか直接会って話できる立場になってきましたので、農林ですと農林部長なんかと副会長という立場で話もしております。林業もそういうことでございますので、社会基盤は29市町が全部加盟している中で副会長としていろいろな場に出席させていただいております。もちろん、国の技監とかそういう方たちとも直接要望もさせていただいておりますので、トップセールスとまではいきませんが、一生懸命三重県全体の中でも動かさせていただいているところでございます。

私といたしましては、議員おっしゃるのは全くそのとおりでございまして、県にも国へも出かけながら、お金を取る事業を取るそういう活動を今後もしていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

この出馬するということで確認しておきます。

そして、出馬されるのであれば、今おっしゃったことを自分のキャリアをもって違う反面からもやる、地域の活性のためにやっていただきたい、それを町長に求めます。そういう副会長とかになって。

合併特例債は私も議長させてもらっているときに、20世紀の後半、あのとき自治省だったんです。そこへ行ったときに、この金は何に使えるんですかと言ったら、インフラの整備とPFIと第三セクターしか使えないと。前には課長が出てきて、課長代理が出てきて、係長が出てきて。あなた、こんなことでは地域は活性しませんよとおっしゃったんです。今井さんという方。安倍さんの恐らく側近にいた、安倍さんが亡くなる前に。そのときになったら相談に来てくださいと言ったんです。だから、私はこれは自分で体験しているので言っておるわけです。そういうことも含んで、やはり県の接触もいいけれども、私はもう道州制賛成だから、県なんかはと言ったら、やめておきます、それは。

だから、本当に「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」とあるけれども、やっぱりここに経済的な繁栄がなければ、海山地区でもそうでしょう。まず、銀行が2つ引き上げていって、あのような主婦の店のところへ、そしてショッピングセンターがなくなったら町は沈没するんです、これ。だから、海山地区、沈没状態にある。銀行がなくなるということは、そこに経済活性がない。だから、島勝に一番先に紀北信用が出したんだから、桂城村へ。

それでは、2番目の公会計についてお尋ねいたします。

非常に難しいので、分からない点もあろうかと思うんですけれども、公会計の担当者のほうからご説明をお願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公会計についてのご質問にお答えをしたいと思います。

ただ、議員以前もご質問していただきました。あまり、その後、進歩はしておりません。

まず、公会計は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表から構成されております。

それでは、令和5年度の状況について概要を説明させていただきます。

様式第1号、貸借対照表でございますが、貸借対照表は、年度末の町の財政状態を一目で分かるようにしたものでございます。金額につきましては円で表示しておりますが、説明は

億円とさせていただきます。

左側のほうをご覧ください。

町の持つ資産で、資産合計は約441億円、右側は、それがどうしてできたのかを表しているところでございます。

約441億円のうち、下段の純資産合計約304億円が今までの世代が築いてきた財産でございまして、上段の負債合計約137億円がこれからの世代の負担となります。

世代間の公平性を見る純資産比率、純資産を総資産で割ったものは68.9%となり、これは資産のうち約7割が今までの世代、約3割がこれからの世代の負担を表します。

左側の資産のうち、投資その他の資産約39億円と流動資産約21億円は資金化が比較的容易なものでございます。その全てを足すと約60億円になります。

また、翌年度に返済すべき債務に対してどれだけの資金があるかを示す流動比率、流動資産を流動負債で割ると132.6%と100%を超えているので、今後1年間の支払いに対する準備ができていることを表します。

当町の財政状態につきましては、全国的に見て平均的な状態と言えます。

様式第2号、行政コスト計算書でございます。

行政コスト計算書につきましては、会計期間中の費用と収益の取引高を表したもので、民間の損益計算書に当たります。

昨年度の本表と比較して、人件費は約0.4億円増加、物件費等が約3.1億円増加、補助金を含む移転費用等が約0.7億円減少、経常収益が約0.1億円増加と、結果として純行政コストが昨年度より約2.7億円増加しているところでございます。

これは、高度情報化推進事業や学校等の維持補修費の増加、物価高騰の影響等によるものでございます。

様式第3号、純資産変動計算書であります、会計期間中の純資産の変動を表したものでございます。

純行政コストが税収等の財源で賄われているかが重要でございますが、本年度差額は約マイナス11億円なので、今後は継続的なマイナスにならないよう注意する必要があると考えます。

様式第4号、資金収支計算書でございます。

会計期間中の現金の受払いを表したもので、民間のキャッシュフロー計算書に当たります。

財務活動収支は約マイナス8.1億円であり、これは新規発行地方債を元利償還支出が上回

ったことによるもので、いい傾向と捉えております。

簡単ではございますが、令和5年度の公会計の説明とさせていただきます。

10番 瀧本攻議員

議長、ここで言ってもいいですか。

入江康仁議長

いいですよ。答弁不足か説明不足。

10番 瀧本攻議員

打合せしたんですけど、2表、3表、4表もらってないんです。貸借対照表もらってるだけ。

これですか。

(「はい。これですよね」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

流動比率が130%あるということは、民間の経営にとっては非常に流動資産をもうけるために使っていないということです。130%ある。

一時、私、海山物産の役員していてちょっと理事とけんかして辞めたときがある。あのときに流動比率が400%あったんです。減資しなさいと言ったこともあったんです。

それでは、この中の貸借対照表の固定資産の中の出資金6,773万5,000円のうち2,670万円が恐らく焦げついているということだったことの1点と、もう一点は、町税が317万5,000円、これは単年度で町税が整理回収機構に回して取れないということだと思うんですけれども、どうですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

課長のほうから答弁いたさせます。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

まず、出資金の内訳について説明させていただきたいと思います。

まず、出資金の内容としましては、三重県農業信用基金協会に対して98万円、全国漁業信用基金協会が2,120万円、それから株式会社三重県松阪食肉公社が535万円、それから森林組合おわせが1,250万5,000円、それから全国遠洋沖合漁業信用基金協会、こちらが2,670万円、これが議員ご指摘のところでございます。それから、地方公共団体金融機構が100万円です。

この中の全国遠洋沖合漁業信用基金協会、この2,670万円につきましては、平成29年度まで町のほうが出資をしておりましたけれども、いろいろな理由で出資のほうを打ち切っております。

そういったことで、いわゆる出資金の返還等を求めるかというふうな趣旨だと思うんですが、こちらについては全国遠洋沖合漁業信用基金協会のほうに問合せをしましたところ、通常であれば6か月前までに請求をしますとその年度内に支払い可能というふうになるんですが、合併前に海山町、旧紀伊長島町の船主が資金を借りたまま倒産したりとかして返済が滞っておりまして、それを信用基金協会が立替えを行っているということ、ですから、信用基金協会のほうにつきましては多額の求償権があるということで、それらの完済が行われれば出資金を返還いただけるということも可能かもしれないんですが、なかなか難しいような状況ということでございます。

それから、徴収不能引当金317万5,000円と書いてあるんですが、こちらについては議員ご指摘のとおり回収機構等でちょっと回収が不能な債権ということでございます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

出資していれば赤字でも黒字でもゼロでもその決算書を出資者に送ってくるわけです。それが送られてきているのかどうか。

さっき、課長のお答えでは、保証協会で保証してもらっているということになれば、その債権が保証協会へ移るわけです。2,670万円が。

それと、単年度で317万5,000円の不納欠損、これは累計で言ったら何千億円です。何千億円になると思います。これは単年度のことでしょう。

これ、ちょっとお答えお願いいたします。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

決算書につきましては、担当課のほうが入手しておりまして、我々財政課のほうもその決算書のほうを見せていただいております。

その決算書の貸借対照表を見る限りは、多額の求償権が残っているというのが確認いたしました。なかなか財政的に厳しいという説明はそのとおりかなというふうに理解しております。

それから、徴収不能の引当てについては、これは単年度ということでこれができるだけかさなっていくないようにしなければならないということだと思います。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

それと、基金がありますね。366億6,000万円。その他にある減債基金に7億6,000万円、その他で29億600万円、この基金はその他で29億円だから、これはどういうところへ基金を預けているんですか。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

その他の29億685万853円、こちらにつきましては特定目的基金ということで、いろんな項目に応じて基金のほうを積み立てておりまして、こちらのほうに計上されてきます。

こちらの議員ご指摘の固定資産の部のほうの基金の減債基金につきましては、減債基金というのは元利償還金の返済に対して充当するというもので、これはひもづけされている基金ということで、こちらのほうに計上されておりまして、流動資産のほうの減債基金はゼロということで、こちらはひもづけされていないということで、全てひもづけされているということでそのような分類の仕方をしております。

基金については、少しでも利息等で収入のほう上がるように銀行のほうでいろいろと、役場内でどこが一番有利かというのを検討しながら、主に銀行等に預けております。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

私も以前、監査役したときに、三重県のあれも貸してあったでしょう、三重県にも1億円か2億円、それから証券会社にも数億円基金として積んでいるんじゃないですか。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

議員ご指摘のとおり、県債ということでの借入れもございます。今ですとグリーンボンドということで、温暖化対策ということでの貢献的な意味合いもありますし、かなり率としては有利なのでグリーンボンドの関係で債権のほうを購入しております。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

お互いにこれは勉強して、こういう講座が合ったら出向いて行って、これ恐らく税理士でも分からないと思う。私、水道会計でも持っていったときに、税理士が分からないと言ったんです。

この決算は、どっちかというと電力会社の決算とよく似ているんです。固定資産を上を持ってきて流動資産を下に持ってきているんです。

それと、地方債が99億2,400万円かな、それから1年で返済しないといけないのが14億何某、トータルで大体120億円ぐらいかな、あるわけでしょう。これに対する補助金が出るわけでしょう。それはどのぐらいの率で出るんですか。ここには載ってないですね。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

負債の部の地方債99億2,450万205円と、それから流動負債のほうにもありますけれども、14億1,415万1,045円、これが合わせて地方債ということになるんですが、合わせて約113億円になります。

この負債の約137億円全体の中のうち、この約113億円の82.7%が地方債が占めています。

この約113億円のうち83.7%が普通交付税で算入されますので、実質負担としては16.3%ということで約18億円ということでございます。

この表の中でいいますと、貸借の借方に上がります流動資産の現金預金、いわゆるキャッシュフローと一致しておりますけれども、こちらの中に普通交付税として算入されております、純資産の中の余剰分、余剰分というのはこれは金銭になりますけれども、こちらの中に包括されたような形で貸借のバランスがとれているという形になります。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

今おっしゃった82%入れるけれども、これ全部入ってないでしょう。これからどんどん入ってくるわけでしょう。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

そのとおりです。

ですので、今この余剰分としてはマイナスの128億8,800万円、マイナスになっているというの、そういうことでございます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

私も不勉強で申し訳ないんですけども、一応大体これ分かりましたので、こういう講習会があるんですか。ソフトを送ってきて、こういう伝票を入れなさいと、講習会あるんですか。

その辺一点だけ。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

我々公務員のほうも、こういった複式簿記の形というのは、ふだんこういった形では水道課とかはされているんですけども、一般会計とかですとこういう複式簿記の考え方というのがないものですから、なかなかしっかりと勉強できる機会というのがないものですから、ぜひ勉強していきたいなというふうな気持ちもあるんですけども、行政サイドでやっているような勉強会みたいなのはあまり見たことがなくて、民間企業とかがそういった公務員用に研修会とかを開催しているというのは見たことがあります。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

ぜひ参加していただいて、それをやってほしいと思います。

それともう一点は、固定資産の土地、土地が結局実勢価格と恐らくずれていると思う。うちは安く、県とかからこの土地も譲ってもらっているわけですから、国土交通省、税務署、路線価した場合に、町の土地がどれだけの価値があるかということもやはりチェックする必要があると思うんです。

その辺はどうですか。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

議員おっしゃるとおりで、固定資産につきましては、公会計制度を考える上では一番そこが肝といいますか、一番しっかりと行政としてもそういった固定資産の状況をしっかりと把握するというのが大事だということを聞いておりますので、ですから、今、固定資産台帳に基づいてこういった貸借対照表のほうをつくっておりますけれども、それをできるだけ精緻化するとか詳しく調査して、これから整理していく必要があるということで考えております。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

町長、今の答弁聞いていまして、こういう状態ですから、挑戦できますか。ちょっと返事してください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公共施設等のお話等もございます。この後の議員のご質問にもそういったご質問ありますが、2町が合併して2万人いたのがもう1万人を切ろうかという事態になっております。

そういうことから考えましても、私の今大事なものは合併特例債等でいろいろな施設も造ってきました。老朽化したものもございます。そういったものを統廃合しながら、施設の、財政的ソフトランディングをやっていかなければ、紀北町はこれからどんどん先細りになっていくと思います。

私が施策として方針として出した高齢者、子ども、子育て、こういったものを継続するた

めには、やはり一定の整理をしながら財源の確保をしないとまちづくりはできないと思います。

そういった意味では、私の経験も役に立って、そういった今まで何にかけてきたか、これから何を除去したりしなければいけないか、何を減らすか、しかしながら、そこでベースとなる子ども、子育て、高齢者、そういったメインとなるところをキープしていくためには、今議員がおっしゃっていたようなところを十分頭の中に入れながら、どうやってソフトランディングと言うとおかしいんですが、財政の適正化を図っていかなければいけないと、そのように思っております。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

最後に、町長もキャリアを16年積んできたわけですから、ある地位に上がったわけです。そういう地位の人と恐らく懇談する機会があると思います。その中のやる気のあると言うたら怒られる、そういう人と接触して町の活性を考えていただきたい。副会長になったわけですから、その副会長を生かしてやっていただきたいと思います。

それでは、3番目の合併特例債の事業について……

入江康仁議長

独居老人の。

10番 瀧本攻議員

ごめんなさい。独居老人の対策について。

600万円ぐらい使っていると言ったかな、明細をちょっともらってないけれども、一旦あるところへ任せてするという独居老人の対策、独居老人が何名みえて、介護保険者がどれだけいて、介護者がどれだけいて、その辺のところをよろしくお願いします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

独居老人のことについてお尋ねいただきました。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、独居老人等の見守りについては様々な見守り体制がございます。その中の一つに緊急通報装置がございます。

緊急通報装置の設置におきましては、高齢者の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対

応を図るため、町内に住所を有するおおむね65歳以上の独り暮らしで継続して安否の確認を必要とする方、疾病等を原因として突発的な事故の発生するおそれのある方などに設置しているところでございます。

現在、緊急通報装置の設置台数につきましては、令和7年3月末で155台、令和6年度の決算額は482万9,770円で、使用料の自己負担はございません。

また、事業については業務委託しており、緊急通報者の容態確認及び救急車の要請等必要な処置、緊急事態発生時の協力員への支援要請、電話連絡による月2回の安否確認及び健康相談も可能な内容となっております。

委託先の業者には、電話応答以外にも電話機本体のレンタル費用や設置、取外しの費用も含まれていることから、効率的な業務ができているのではないかと考えております。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

先ほど質問したでしょう。詳しくどこへ委託してどうなっているかという。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長から答弁いたさせます。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

緊急通報装置の委託先につきましては、国際セーフティー株式会社と随意契約ということでさせていただいております。

10番 瀧本攻議員

答弁になってない。それがどういうふうにして独居老人の……

入江康仁議長

時間取りませんから、もうちょっと分かりやすく説明してください。

10番 瀧本攻議員

今の会社もどこにあるのか、どういう会社なのか、そこからどこへ連絡が行って独居老人の電話に出るのか考えてやらないと、私も2、3聞いたけれども、電話とったまま亡くなら

れている方もいる。こんなことしてたら独居老人が亡くなって腐乱状態になる可能性出てきますよ、これ。

入江康仁議長

直江福祉保健課長。

直江和哉福祉保健課長

緊急通報装置につきましては、緊急ボタンがありまして、そちらのほうのボタンを押しますと委託先の国際セーフティーのほうにつながります。そちらのほうで通話や相談ができることになっておりまして、緊急の場合は救急車の要請や協力員の方に確認要請をします。また、月2回の安否確認と健康状態の確認のため、委託業者から電話連絡をしております。

緊急時に協力員の方に連絡がつかない場合は、親類等に連絡をさせていただくことになります。

以上でございます。

入江康仁議長

委託先の住所とか場所がどこにあるんだということの。

直江和哉福祉保健課長

すみません、委託先につきましては、国際セーフティーは三重営業所のほうが津市にございます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

そんな状態ではまずいと思うんです。町がそれをやらないといけない。

20世紀の末に、私、議会で来るときに、佐久市はもうこれやっていました。朝晩電話かけて血圧計で測って、もう銅像建っていますよ、佐久市に。東大で予防医学と言ったら放り出されたんですから。医者というのは病気にかかった人を治すんだと。あなた出ていきなさいと言って、それで佐久市は健康寿命やら延びたんです。

それは1年1年変わってくる。その辺のところが非常にこの小さい町で私不親切だと思いますよ。そこに津に任せておいて連絡行く、行った先いない、消防車。

やっぱり町が主体になってこれを独居老人を監視しないといけないと思いますけれども、どうですか。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように任せ切りではなしに国際セーフティーと連携も取りながら、それからこの緊急通報装置のみならず民生委員の皆さんとか近くのコミュニティー、そういったものも大事だと思います。

ただ、今急に例えば一例出されたんですが、心筋梗塞とか脳梗塞になるとそのボタンすらも押せないという事情がございますので、そういった本当に不慮のときはなかなかそれまでカバーするのは難しいと思いますが、ちょっと不安を感じたときなどはそういった緊急通報装置を使っていただく、また、今は携帯もありますのでご身内の方に電話してもらおうとか、そういう工夫の仕方も全体的に我々は高齢者等に対して、独り暮らしの方に対して啓発しながら温かく見守っていききたいと、そのように思います。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

基本路線は変えないということですが、やっぱり独居老人とそこに家族が住んでいればいいですね、1親等の。1親等の家族がよそへ行っている、コミュニティーと言ったって全然違う人、友達だとか訪ねて行ってひっくり返っていたという例もあるわけです。

だから、これはもう一遍根本的に考える余地があると思うんです。

というのは、町がそこに委託して任せてしてあるから町は責任取らなくてもいいというふうに聞こえます。その辺のところをもう一遍再考していただくよう。

それから、4番目の合併特例債が82億円あって、ほとんどもう790万円しか残っていない。

その合併特例債が主に使われたところをご説明お願いいたします。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

合併特例債は、合併した市町村が新しいまちづくりに必要な事業に対する財源として、新町建設計画に基づき借入れすることができる地方債でございます。事業費の95%まで借入れができ、毎年度返済する元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるという大変有利な財源でございます。

本町におきましても、合併した翌年度の平成18年度から現在に至るまで、様々な事業に活

用し、新しいまちづくりを積極的に推進いたしました。

最終の合併特例債の借入合計額につきましては82億6,450万円になる予定でございます。

大きな事業ということでございましたので、一例を挙げさせていただきます。

三浦・矢口浦の海岸保全施設の堤防整備です。それから、クリーンセンターの改修事業、紀北健康センターの建築、地域振興基金の造成、庁舎・生涯学習施設整備事業、それから学校施設の耐震化事業などに利用させていただきました。

10番 瀧本攻議員

金額を言ってくれないと。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当から答弁いたさせます。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、お配りしましたA3の資料をご覧ください。

合併特例債を充当しました事業を年度別に表した表になります。

合併特例債につきましては、合併の翌年の平成18年度から借入れを行っています。

表の一番左端は、合併特例債を充当した事業名を記載しておりまして、全部で27事業になります。各事業に対し合併特例債を借入れした年度が分かる表となっております、金額につきましては100万円単位となっております。

各事業、2段書きとなっております、上段が起債対象事業費、下段が起債額になります。

起債額につきましては、基本的に起債対象事業費の95%の充当率となっております。

表の右端は合計欄になりますが、欄の一番下を見ていただきますと82億6,450万円と記載されていますが、この金額はこれまでの起債借入額と令和7年度の矢口浦の堤防整備に対する借入予定額790万円を合わせた合計でありまして、この金額が本町が借入れできる合併特例債の限度額になります。

黄色で着色した事業は起債額5億円以上の事業になります。

上から簡単に説明させていただきますと、海岸保全施設整備事業は、起債借入額は15億6,700万円ですが、平成23年度から令和2年度にかけて実施した三浦の堤防整備と平成23年

度から令和7年度が最終予算となりますが矢口浦の堤防整備事業になります。

クリーンセンター改修事業は、起債借入額は12億190万円です。平成30年度、令和元年度の2か年で実施しました。

社会体育施設整備事業、紀北健康センターですが、こちら起債借入額は8億2,310万円です。平成27年度から平成29年度の3か年で整備いたしました。

地域振興基金造成事業は、起債借入額は11億5,420万円です。平成18年度から平成27年度の10か年で、地域振興基金の財源にするために基金造成の限度額まで起債を借り入れたものでございます。

それから、庁舎・生涯学習施設整備事業は、起債借入額は7億5,970万円です。平成22年度から平成24年度の3か年で本庁舎やグラウンド、屋内運動場等を整備しました。

公立学校施設耐震化事業は、起債借入額は10億150万円です。平成20年度から平成24年度の5か年で、小・中学校の校舎や屋内運動場の耐震化工事やプール、グラウンド等の整備を行いました。

説明は以上でございます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

あと、給食センターも3億4,100万円ですか、あります。それから、紀勢自動車道に対しても3億1,200万円ぐらいかな、いってますね。

あと、この地域振興基金造成、11億5,400万円、具体的にはどういうことですか。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

この地域振興基金造成事業なんですけれども、これは地域振興基金、こちらの財源として起債を借り入れたものになります。

こちらについては、これも基金の発行可能額というのがございまして、これは11億5,420万円ということで、本町で基金を借入れできる限度額というのがあります。その地域振興基金にほかの建設事業なんかと同じように起債を借りて95%の充当率ですが、これも同じように交付税算入もありまして、基金を造成してその基金の利息でもっていろんなソフト事業も展開もしてきました。

この地域振興基金につきましては、町のまちづくりに関するいろんな事業、それから町民の連携強化というふうなことを目的にいろんな事業をやっておりますが、そういった事業でこれまでこの地域振興基金を活用してきました、最近ですと特に大きい事業としましては、やっぱりリサイクルセンターの管理運営で1億9,900万円とか、それから町道の道路維持補修で1,500万円とか、そういったいろんな事業にこの地域振興基金のほうを活用させていただいているというのが現状でございます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

これ地域振興基金ですか、これはもう全部使われているということで解釈していいんですね。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

地域振興基金の活用に関しましては、27年度までずっと借入れできていて、それが限度額まで行ったんですけれども、あとはその基金をどう活用していくかということになるんですけれども、地方債の元利償還の返済が終わってないと基本的にはこの基金というのは充当することができないんです。

かなりの返還というのは実は終わっておりまして、そういったことで、近年ですとコロナでもってかなり地域経済がやられたわけなんですけれども、そういったことに対して積極的にこの基金も活用させていただいたということです。

ちなみに、その地域振興基金の令和7年度末の現在高見込額ということで、まだ基金一部残っておりまして、これが3億6,226万1,000円がまだ残っておりますので、今後も活用していきたいというふうに思っております。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

そうすると、前回私質問した公会計の中にそれが残っているということでいいですか。

入江康仁議長

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

はい、そのとおりです。その他特定目的基金ということで残っております。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

いろいろ数字的なことで議員の方にも非常に理解できなかったと思うんですけども、町長が5期目に挑戦するという決断をされたので、そのキャリアを生かしてまさしく町長が唱えている「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」について、本当にふんどしを締めて挑戦していただきたい。

要するに、人生は戦いですから、ウルグアイのムヒカという人ですか、あそこ350万人しかいないけれども、WTO、世界貿易の、世界一貧しい大統領、あの人は成功とは何かとって、恐らく東京の大学が呼んだんですね。成功とは常に挑戦し続けることが成功なんだと。私も、これを聞いたときはびっくりしました。こういうことはよくある。エジソンでもそうです。エジソンが日本から竹を持って行ってフィラメントをつくって電気をつくったときに、私は1万5,000回挑戦していたんだと。失敗していない。1万5,000回挑戦していたんだと。

だから、これはいいなと思ったらとことん挑戦してほしい。でないと、町民の幸せは得られないと思う。健康第一は分かる。これは。私も不健康な状態になっておるけれども、ちょっと。なってくるんです。80過ぎると。

時間4分余っておりますけれども、これをもって私の質問終わりますけれども、町長のちょっと所感あったらお聞かせください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の今本当に貴重なご意見です。

私も、この5期目挑戦のときに考えたのがまずそれでした。どこまでやるのか、どこまで続けるのか、こういったものは大変こういう町長をするということは大変大きな決断が要ります。

そういう中で、私は、坂本龍馬だったですか、どぶの中で倒れても前向きに倒れたい、そういう言葉も頭に残っております。

そういった意味からしても、許されるなら5期目を担わせていただいて、できる限り一生

懸命町民の皆様のために頑張っていきたい、そのように思います。

ありがとうございます。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

それでは、6月議会の私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

入江康仁議長

それでは、これで、瀧本攻議員の質問を終わります。

入江康仁議長

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

(午前 11時 46分)

入江康仁議長

それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

入江康仁議長

次に、1番 脇昭博議員の発言を許します。

1番 脇昭博議員。

1番 脇昭博議員

1番 脇昭博、議長の許可を得ましたので、通告のとおり質問いたします。

まず、質問1の3項目について質問します。

都市計画法第1条に、その目的として都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と

秩序ある整備を図るとあります。

現在、紀北町におきまして紀伊長島都市計画が昭和30年代以降に区域決定されております。

都市計画の区域、特に長島の西と東地区の変化について、昭和23年から現在までを航空写真で確認してみました。昭和41年には国道42号はまだ工事中です。西長島は住宅が密集して、中ノ島は農地がなくなり住宅が建ち始めています。昭和48年にはアルファ橋が見られます。山本地区の土地区画整理事業が始まっています。昭和57年では城ノ浜の開発が進行中です。平成5年には紀伊長島駅前の整備がされています。

しかし、それからの30年間では、高速道路とその接続道を除いて現在の状態とほぼ同じです。

そこで、質問の内容に入ります。

都市計画区域内の建築行為について、まず、デメリットから説明します。

建てられる面積が制限される、原則4m以上の道路に2m以上接道する必要があるなど、個人の建物資産に制限がかけられます。

メリットについては、都市計画事業ができることですが、20年以上も事業は行われていません。

これからの人口減少時代に町が都市計画事業などを行う必要性はないと思います。必要な事業は、国・県が事業主体になってもらうことです。

都市計画区域のメリットについては、10㎡以上の全ての建物について建築確認申請が必要なことです。建築確認申請により、住宅等の安全性が担保されていました。

しかし、令和7年4月の建築基準法大改正により、都市計画区域内でなくても、具体的には海山地区が該当しますが、都市計画区域外でも2階建て以上の建物について確認申請が必要となりました。これにより、ほとんどの住宅等の安全性は都市計画区域の設定があるなしにかかわらず担保されます。

都市計画区域の設定を廃止、変更するのには絶好の時期です。

また、現在、紀北町では都市計画税を徴収しておりませんが、この税は都市計画区域内で事業を進めるために都市計画区域内の固定資産にかける目的税です。

昨年、都市計画区域内の基礎調査に200万円程度の調査費を支出しています。これからも都市計画区域の廃止をしないのなら、区域内の固定資産所有者が都市計画税で負担すべき費用だと考えます。

都市計画区域の必要性、都市計画を廃止しない場合の都市計画税の必要性について、この

2点について町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、協議員のご質問にお答えをいたします。

まず、都市計画の話からさせていただきます。

都市計画とは、都市の発展を計画的に進めるための取組で、土地利用や交通網、環境保護、経済発展などを考慮しながら、住みやすいまちづくりを目指すものでございまして、議員がおっしゃるとおりでございます。

紀北町のような地域における都市計画は、人口減少や高齢化が進む中で持続可能な発展を目指す面では重要な取組と考えます。

しかし、都市部での都市計画とは異なり、住民の減少に伴うインフラの維持や地域経済の活性化が求められていると考えております。

一方で、人口減少や空き家の増加に伴い、都市計画の必要性を検討することも重要であると考えておりまして、都市計画の見直しも含め、今後検討したいと思います。

税の以前に、まず都市計画そのものをどうするかという議論をしていきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

問題を提起させていただいたので、次の質問に移ります。

紀北町の小学校は現在7校、中学校は4校あります。

今年の町内小学校在学児童は379名、中学校生徒数は249名となっています。

それが、5年後にはそれぞれ278名と189名になります。長島地区、海山地区で小学校、中学校ともそれぞれ1校あれば十分な人数となります。

学校統合には時間が必要です。町としての方向性を早急に示し、住民との合意形成を進めべきと思いますが、学校統合についての町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

町長とご指摘いただいたんですが、学校のことですので教育長のほうからまず答弁いただきます。

入江康仁議長

松島教育長。

松島功城教育長

失礼します。質問についてお答えします。

人口減少により小・中学校の学校施設の在り方は、教育の質の確保、子どもたちの健全な育成、そして地域コミュニティの維持という複数の側面から、非常に重要な課題であるというふうに考えております。

文科省の学校基本調査におきましても、本町の小・中学校の児童・生徒数の推移は減少が続いております。学校は小規模化が進んでおります。それに伴い、小規模校の課題であるとか学校施設の老朽化であるとか維持コストの問題など、様々な課題が出てきております。

このような現状の中、本町において子どもたちのよりよい教育を保障していくためには、協議員がおっしゃるとおり先を見越した学校規模の適正化を進めていく必要があると考えます。

そのように進めていくためにも、これまでと同様に学校であるとか保護者であるとか地域の方に説明会を実施しながら説明させていただき、そして検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

次に、休校や廃校になった学校施設の利用についてお聞きます。

現在の校舎の利用がない引本幼稚園、海野、矢口小学校について、利用の計画があるかどうか、現在の設備維持の現状、電気、ガス、水道、火災保険料などについてお聞きます。

お答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今現在、今言った3校につきまして予定はございません。

運営費等については、学校教育課長より答弁いたさせます。

入江康仁議長

直江学校教育課長。

直江仁学校教育課長

お答えします。

廃校、廃園となった施設の施設維持につきましては、電気、水道、火災保険、浄化槽の保守点検、消防設備等の保守点検などであります。

費用につきましては、旧引本幼稚園、旧海野小学校、旧矢口小学校合わせて296万3,000円となっております。

以上です。

入江康仁議長

協議員。

1 番 脇昭博議員

現在、この紀北町役場も元長島高校の校舎を利用しています。

学校施設の特徴は、同じ大きさの教室が連続して配置されていることです。共同住宅、特にグループホームや老人ホームのような福祉施設に適した平面配置になっています。学年1クラスだけの小学校でも、1 Kで30㎡の住居スペースが15室以上確保できます。

これからも休校する学校施設が増加する中、改修や売却も視野に入れた活用が必要と思いますが、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員ご指摘のとおりでございます。本当に使えるものなら何かに使っていきたいと思うんですが、なかなか規模的に大きいので難しい部分があって、今までも桂城中学校、志子小学校、それから引本小学校、船津幼稚園、それから庁舎、こういったことに利用させていただいております。

公共的に使っていくのも、この後に質問も出られると思うんですが、公共がどんどん施設増やしていいのかという問題もありますので、例えば売却とかそういったことも踏まえてあらゆる角度から検討していきたいと、そのように思います。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

空き学校の活用が進むことを期待して、次の質問に移ります。

それでは、次に、紀北町公共施設等総合管理計画について質問します。

昨年の6月議会でも同じ質問をいたしました。今年の3月にも計画自体は改定されましたが、中身は全く絵に描いた餅で実行されるような計画の内容は見受けられません。実現可能な内容は人口減少の推計だけです。

計画目標の公共施設50%削減を実行するための施策について、何も具体案は示されていません。

やはり、削減するには数値的な判断基準を決めて、その数値、例えばその施設に対する町民1人当たりのコスト負担が一定金額以上なら廃止を検討する等の指針を策定することです。

そのためには、施設ごとの公共施設カルテをつくるべきだと考えます。

参考例として、東員町では作成されています。人件費も含めた財政負担を調査公表しています。ぜひ参考にしてください。

この後の空き家の質問でも行いますが、作成する際にはコンサルに丸投げするのではなく、自前で作成していただきたいと思いますが、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公共施設等の総合管理計画についてでございます。

平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、さらに、令和5年度に施設の老朽度や利用状況による1次評価、公共性や代替性、各担当による劣化状況点検等の2次評価、本町の政策や方針等を踏まえ3次評価を行った個別施設計画を策定いたしました。

令和6年度では、令和5年度に策定した個別施設計画を踏まえ、国の指針に基づき、財政負担の軽減・平準化を実現するため、公共施設等総合管理計画の改定を行ったところでございます。

これによりますと、現在の公共建築物を保有し続けた場合、施設の取得金額や耐用年数から計算すると、将来、多額の不足額が発生するものと見込まれております。

今後もしっかりと検証を行いながら、本町にふさわしい公共施設の整備を進めていきたいと考えております。

なお、いろいろな調査でコスト負担、そういったものを調査するカルテをつくって、もちろんこういうカルテをつくるのは個別計画の中で一定のものがありますので、今後、そういったものを総合管理計画で転化していきたいと思うんですが、もちろん議員おっしゃるように丸投げではなしに、個別計画でも十分話し合っていますので、そのところを十分我々の意見も入れながらやっていきたいなと思っているところでございます。

ただ、今計画では50%の削減とかあるんですが、やっぱり地域コミュニティーに密着している部分もございますので、これが本来2町が1つに合併したら1つの施設でいいんじゃないかという議論に本来流れなきゃいけない部分もあるんですが、やっぱり地域コミュニティー、地域の必要性がありますので、なかなかそこが思うように進んでいない部分がありますが、地域の皆様、老朽化の具合、そういったものも踏まえて、今後検討していきたい、その基になるのがカルテになろうかと思います。

以上です。

入江康仁議長

協議員。

1 番 協昭博議員

ぜひカルテを作成していただき、その中にはいろんな情報が入っております。これをつぱり町民に見ていただくことが削減の第一歩だと考えます。早急に利用していただくことを期待しています。

次に、質問2、空家対策計画の調査とその内容について質問します。

昨年12月議会でも空家等対策の質問をさせていただきました。

早速令和7年度に予算化され、紀北町空家対策支援業務として1,251万1,000円もの金額が計上されています。

その支援業務の中身についてお聞きします。

前回の質問時から、空家については自治会にも実態を知っていただくために空家の現地調査を自治会に委託されてはと担当課に話したことがあります。

その後、検討されたかどうかはお聞きしていませんが、前回の委託金額372万6,000円を超える1,200万円以上の予算が計上されました。

公共施設の質問の中でも言いましたが、これもぜひ自前で汗をかいて作成すべきです。

今年は5年に一度の国勢調査の年です。町内全世帯を対象に行います。まさに空家の調査には格好の調査内容です。調査員に前回の空家を教えて、新しい空家があれば地図に

印をつけてもらうだけです。費用ゼロ円で空き家場所の調査ができます。ぜひ検討していただきたいと思います。

このことについて、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

空き家実態調査について、平成28年度に一度実施しているところでございます。前回の調査から8年が経過しているということで、議員には、以前、そういうデータでいいのかというご指摘をいただいて、この当初予算に上げさせていただいてお認めいただいたところでございます。

また、それを国勢調査等と併せてというようなことでございます。

今、我々の考えているところといたしましては、業務内容については外見からの目視、聞き取りによる居住の有無、敷地や家屋の状態の確認及び空き家所有者に対するアンケート調査、こういったいろいろな業務を予定しておりますので、そういったことから業者のほうをお願いしてさせていただきたいと思っているところでございます。

この業務につきましては、実態調査、所有者アンケート調査、業務報告書の作成、それから空家等対策計画作成支援業務と、こういったことを行っていただくことになっておりますので、そういったものが出てくるときに我々も議論しながらやっていきたいなと思いますので、ちょっと国勢調査のほうと同時にということは少し難しいように考えますので、ご理解いただきたいなと思います。

入江康仁議長

協議員。

1 番 脇昭博議員

この質問は、予算を無駄に使わない、紀北町外に予算を流出させない趣旨から質問しています。

空き家の戸数、場所の把握については、予算をできるだけかけない方法で調査していただきたいと思います。

それと、空き家の不良度調査についてですが、前回受注者、ゼンリンさんは国の基準で調査判断されています。現在、国は不良住宅解消について強制力を強化しています。正確な調査が必要かと思います。

前回の不良度判定C及びDランクの164戸について、委託方法について、委託先について、専門知識のある委託先を検討すべきだと考えます。

また、前回の成果品を調べてみますと、空き家台帳や空き家地図の汎用性が全くありません。データの入替え、変更が難しい状態となっています。全庁的な問題だと思いますが、コンサルに委託して業務等を作成してもらい、それを便宜上、協議会に諮る、これの繰り返しばかりだと思えます。

空き家のデータ、台帳、公共施設のカルテ等、全てコンサルに委託しなくても市販の汎用ソフトで作成ができます。基本のフォーマットができれば入力作業は臨時職員を雇用するか入力作業を外部委託すれば職員の負担もありません。

協議会の関わり方についても検討していただき、自前の計画を作成いただき、予算の削減をしていただきたいと思います。

この2点について、町長のお考えをお答えください。

入江康仁議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この実態調査につきましては、A B C Dということで分けさせていただきます。

あくまでも空き家は個人の住宅でございますので、そのA B C Dランクとして町として空き家を調査させていただきますが、C、Dで例えば使えるかどうかということ判断して、専門業者に判断していただいて、改修費用を使って、補助事業がございますので入るとか、そういったことも一応個人レベルということになりますので、個人の皆さんとお話しながらその危険度についてもやっていきたいと思えます。

それと、協議会のほうではしっかりと議員おっしゃるようなところをチェックしながら、業者から出されたデータを基に、そこで修正、加筆を加えながら計画をしっかりと練っていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います、そのように思います。

入江康仁議長

協議員。

1 番 脇昭博議員

以上、いろいろ質問させていただきました。

技術的な問題も結構あるとは思いますが、早急な対応を希望して、私の質問を終了いたします。

入江康仁議長

これで脇昭博議員の質問を終わります。

なお、近澤チヅル議員ほか2人の質問者については、6月11日の本会議の日程といたします。

入江康仁議長

それでは、本日はこれで散会といたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでございました。

(午後 1時 26分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7 年 9 月 19 日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行